

法人名 医療法人 小さな診療所
所在地 福岡市博多区吉塚一丁目27番7号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 7 年 9 月 3 0 日現在)

1. 資	産	額		392,451 千円
2. 負	債	額		22,060 千円
3. 純	資 産	額		370,391 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	317,178
B 固 定 資 産	75,273
C 資 産 合 計 (A+B)	392,451
D 負 債 合 計	22,060
E 純 資 産 (C-D)	370,391

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 小さな診療所
所在地 福岡市博多区吉塚一丁目 2 7 番 7 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(診療所のみを開設する経過措置型医療法人)

(令和 7 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	317,178	I 流 動 負 債	7,814
II 固 定 資 産	75,273	II 固 定 負 債	14,246
1 有 形 固 定 資 産	41,549	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	145	負 債 合 計	22,060
3 そ の 他 の 資 産	33,579	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	360,391
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	370,391
資 産 合 計	392,451	負債・純資産合計	392,451

法人名 医療法人 小さな診療所
所在地 福岡市博多区吉塚一丁目27番7号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	181,984
2 事業費用	175,689
本来業務事業利益	6,295
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	24,524
2 事業費用	20,854
附帯業務事業利益	3,670
事業利益	9,965
II 事業外収益	1,235
III 事業外費用	142
経常利益	11,058
IV 特別利益	10
V 特別損失	
税引前当期純利益	11,068
法人税等	1,852
当期純利益	9,216

- (注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 令和 6 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人小さな診療所
	① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
	② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
	☒ その他
	③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
	注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡県福岡市博多区吉塚一丁目27番7号
-------------	---------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	平成 17 年 11 月 7 日
-------------	------------------

(4) 設立登記年月日	平成 17 年 11 月 14 日
-------------	-------------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	京 極 新 治	診療所管理者
理 事	京 極 幸 司	
監 事	丸 尾 太 一	

注) 1 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	施設機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数	
病 院	医療法人 小さな診療所	4010210930	福岡市博多区 吉塚1-27-7	一般病床	床
				療養病床	床
				〔医療保険〕	床
				〔介護保険〕	床
				精神病床	床
				感染症病床	床
				結核病床	床
診療所	小さな診療所	4010210930	福岡市博多区 吉塚1-27-7	一般病床	床
				療養病床	床
				〔医療保険〕	床
				〔介護保険〕	床
介護老人 保健施設				入所定員	名
				通所定員	名
介護 医療院				入所定員	名
				通所定員	名

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	福岡市博多区吉塚一丁目27番7号 小さなさんかく 【福岡市】	

注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

法人名 医療法人 小さな診療所
所在地 福岡県福岡市博多区古塚一丁目27番7号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2)個人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当医療法人の役員	京極 新治	医師	当法人理事 長	賃借料の文 払 ※1	960	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人小さな診療所

理事長 京極 新治 殿

私は、医療法人小さな診療所の令和6会計年度（令和 6年10月 1日から令和 7年 9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年11月28日

医療法人小さな診療所

監事 丸尾 太一

